

神崎市特定地域生活排水処理事業経営戦略

平成29年1月

神崎市下水道課

目 次

第1章 特定地域生活排水処理事業の現状と課題	
（1）行政人口と需要	1
（2）特定地域生活排水処理施設	1
（3）災害・危機管理対策	1
（4）特定地域生活排水処理事業の経営	2
（5）老朽化の実態把握	2
（6）サービス	2
（7）人材育成	2
第2章 経営の基本方針	
（1）快適な暮らしの実現	3
（2）安全で安心な暮らしの実現	3
（3）安定した経営基盤の確立	3
（4）企業経営体制の確立と経営の可視化	4
（5）市民参画の推進	4
第3章 計画の期間	4
第4章 投資・財政計画	
○投資・財政計画（収益的収支）	5
○投資・財政計画（資本的収支）	6
（1）投資についての説明	7
（2）財源についての説明	7
（3）投資・財政計画の前提条件	7
（4）収支の改善	8
第5章 効率化・経営健全化の取組	
（1）組織、人材、定員に関する事項	8
（2）切り替え促進への取組	8
（3）区域に関する事項	8
（4）老朽化した施設対策の推進	9
（5）民間の資金・ノウハウの活用に関する事項	9
（6）資金不足比率の見直しに関する事項	9
（7）資金管理・調達に関する事項	9
（8）情報公開に関する事項	10
（9）その他重点事項	10

神崎市特定地域生活排水処理事業経営戦略

佐賀県神崎市
特定地域生活排水処理事業（浄化槽）特別会計

第1章 特定地域生活排水処理事業の現状と課題

（1）行政人口と需要

当市の人口は、国立社会保障・人口問題研究所による行政人口の推計では、平成27年度末32,096人から平成37年度末には30,061人となる見込みです。

平成27年度末における特定地域生活排水処理事業処理人口12,565人であり、整備率は39.1%となっております。

行政人口の減少に比例して処理人口も減少傾向にあると見込んでいます。

事業促進への取り組みにより処理人口を確保していく必要があります。

（2）特定地域生活排水処理施設

当市の事業は、個人設置浄化槽補助事業にて旧脊振村が平成3年度、旧神埼町が平成7年度、旧千代田町が平成8年度から事業を実施し、平成15年度に旧千代田町で市町村整備推進事業と個人で整備され適正に管理された合併浄化槽についても帰属の受付を開始しました。

平成17年度の市町村合併後も神崎市として市町村整備推進事業を引き続き、平成18年度より旧脊振町全域、平成22年度より旧神埼町の公共下水道、農業集落排水事業区域外の汚水処理を地域再生計画に基づき毎年105基の設置を目標に進めております。

現在、平成27年度末における浄化槽整備済みの合併浄化槽1,295基、寄付等による管理基数675基の合計1,970基について維持管理を行っておりますが、管理基数の増加に伴う維持管理費業務や、耐用年数等を迎える浄化槽の今後の対応策が近年問題となっております。

（3）災害・危機管理対策

災害が発生した場合は、被災した設備等の特定を行い、影響を受ける範囲を把握し市民に周知するとともに、応急対策を実施する必要があります。

そのため、本市では「浄化槽設備災害時対応マニュアル」を早急に策定し、応急対策を行うこととしておりますが、災害に対する予防及び復旧も含めた※事業継続計画（BCP）を策定し、また、その体制を確立する必要があります。

※事業継続計画（BCP）

災害の影響によって施設機能が低下した場合であっても、業務を実施・継続するとともに、早期に復旧させることを目的とした計画。

(4) 特定地域生活排水処理事業の経営

平成15年度の事業開始から使用料は、設置している浄化槽の規模によって金額の違いはありますが、いずれも処理水量に関係なく10人槽までは人頭制、11人槽以上は定額制となっています。そのため、他の事業とは異なり使用水量の減少は直接使用料収入には影響しません。しかし、設備を設置している家屋が空き家となった場合は、設備が利用されなくなり、使用料収入が減少します。

支出の面においては、今後、経年による施設の修繕費の増加は避けられないと見ておりますが、適正な維持管理と早期の対応により、修繕費の増加を極力抑える必要があります。また、一部の事業所からは、個人が設置した浄化槽と比較し、管理や費用の面で違いがあることから払下げの要望が出ております。今後、払下げを実施する場合は、経営に与える影響も考慮しながら、総合的な判断が必要となります。

このような状況を踏まえ、事業の将来像や運営方針を明確化し、より適切に施策を推進するとともに、効果的・効率的な事業の運営を図る必要があります。

(5) 老朽化の実態把握

今後は、老朽化により浄化槽本体の破損などで、設置している浄化槽の入替等が考えられます。

現在のところ老朽化に伴う入替工事は発生しておりませんが、日頃から保守点検・清掃時に維持管理委託業者と共に劣化状態を把握するとともに、今後の財源等についても検討を行い、総合的に判断したうえで効率的な維持管理を実施する必要があります。

(6) サービス

使用料に係る検針、料金徴収などの業務は、平成26年度から佐賀東部水道企業団に委託しております。

使用開始、変更、中止の受付は下水道課並びに各支所総合窓口でも受付ができる環境を整備するとともに、引き続き、火曜日の延長窓口を開設するなどして、利用者の利便性の向上を図っています。さらに収納率向上の効果等が見られたことから、今後も委託内容の改善を図りながら、業務委託を継続していきます。

また、情報公開については、広報誌やホームページ、浄化槽の日のイベント等を通じて積極的に情報を公開する取り組みを進めています。

今後もお客様のニーズを的確に捉え、費用対効果を考慮しながら、サービスのあり方を検討していく必要があります。

(7) 人材育成

市全体の職員定員適正化計画に沿った職員配置となっているため、業務のノウハウや技術の継承が課題となっています。研修を受講させるなどして技術力を確保していく必要があります。

第2章 経営の基本方針

(1) 快適な暮らしの実現

～衛生的で快適な生活環境の創出と良好な水環境の保全～

○水環境の保全に向け、汲み取りや単独槽から合併浄化槽への切替を促進するため戸別訪問活動を強化するとともに、浄化槽の広報・PRを拡充します。

(2) 安全で安心な暮らしの実現

～施設機能の適正な維持・更新と災害に負けない管理・事業継続計画～

※ストックマネジメントを導入し、点検・調査計画及び改築・修繕計画の策定し適正な浄化槽等の維持・更新をしていきます。

地震に強い浄化槽の利点を生かし避難所施設のデータ整理を行い、施設の耐震化を進めます。また、災害が起きた時に早期に対処できる管理体制を確立するため、事業継続計画（BCP）を策定し危機管理体制を確立します。

また、当該事業で整備した合併浄化槽の法定検査や清掃作業等の維持管理は、全て市が行っています。しかし、一部の利用者から払下げの要望があるため、当該事業の合併浄化槽を設置している建物所有者等に対し、払下げへの意向調査を行い、その可否と手法を早期に検討します。

※ストックマネジメント

持続可能な事業の実施を図るため、明確な目標を定め、施設の状況を客観的に把握、評価し、中長期的な施設の状況を予測しながら、施設を計画的かつ効率的に管理すること。

(3) 安定した経営基盤の確立

～人口減少・少子高齢化を見据えた持続可能な経営体制～

○管理運営の効率化や経営状況の的確な把握により安定した財政運営を進めるとともに、民間活用や下水道資源の活用により経営の効率化を図り、安定した経営基盤の確立を目指します。

○下水道事業は、住民の日常生活に欠くことのできない重要なサービスを提供する役割を果たしており、将来にわたってもサービスの提供を安定的に継続する必要があり、収支計画に基づき、使用料収入と維持管理費、繰入金のバランスを考慮し※PDCAサイクルによる持続的な※スパイラルアップを実践していきます。

また、施設の保守点検業務や清掃業務については、法令遵守したうえで、サービス水準を維持しつつもコストダウンが可能な経費について積極的な節減に努めます。

※PDCAサイクル

事業における管理業務をplan（計画）→Do（実施・実行）→Check（点検・評価）→Act（処置・改善）の4段階を繰り返すことによって、円滑に進める手法。

※スパイラルアップ

PDCA サイクルを重ねることで、継続的な改良・向上を図ること。

○処理施設の統廃合や区域の見直しを行い施設の最適化計画を策定します。

○職員の資質向上を図るため、講習会、研修等を行うための体制を整備し、積極的に研修等へ参加を促します。また、それから得た技術、知識を組織として共有し、技術を継承していくことを目指します。

○集合処理区域の区域外流入と浄化槽処理区域の検討を行い、区域の費用対効果の検討を行います。

(4) 企業経営体制の確立と経営の可視化

当該事業は、現在公営企業法を適用しておらず、今後の利用者への払下げの方向次第では、特別会計そのものが将来的に無くなることも考えられます。しかしながら、事業運営が続く限り企業経営と同様に、経営状況や財政状態を明確にしていきます。また、使用者の方々の視点に立ち、経営の透明性を確保するため、市ホームページ等を活用した、わかりやすい情報発信を心がけ、「事業の見える化」を進めます。

(5) 市民参画の推進

～「見える化」による市民理解の促進と市民と共につくるきれいな浄化槽～
○イベント企画を立案し、積極的にPR活動を実施し、ホームページ等による広報を充実します。また、学校等の施設見学の促進や汚水処理教室を開催し、環境教育の強化を図ります。

市民ニーズの把握については、ホームページでの意見募集や市民アンケートを実施することにより、市民の方が何を望んでおられるかを把握し、より良い下水道運営を目指します。

第3章 計画の期間

平成29年度から平成38年度までの10年間とします。

また、経営状況を確認し、随時見直しを実施します。

第4章 投資・財政計画 (別紙 投資・財政計画)

○投資・財政(浄化槽)

(単位:千円, %)

区 分		年 度												
		平成27年度	本年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度	
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	163,334	141,591	148,171	155,831	164,576	173,913	181,346	189,791	198,236	206,681	215,126	215,276	
		(1) 営 業 収 益 (B)	96,474	95,366	99,811	104,256	108,701	113,146	117,591	122,036	126,481	130,926	135,371	134,521
		ア 料 金 収 入	96,425	95,366	99,811	104,256	108,701	113,146	117,591	122,036	126,481	130,926	135,371	134,521
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)												
		ウ そ の 他	49											
		(2) 営 業 外 収 益	66,860	46,225	48,360	51,575	55,875	60,767	63,755	67,755	71,755	75,755	79,755	80,755
		ア 他 会 計 繰 入 金	65,470	46,225	48,360	51,575	55,875	60,767	63,755	67,755	71,755	75,755	79,755	80,755
	イ そ の 他	1,390												
	2 総 費 用 (D)	142,054	139,397	147,489	155,686	164,351	172,421	180,982	189,414	197,846	206,278	214,710	214,802	
		(1) 営 業 費 用	129,030	124,317	131,157	137,997	144,837	151,677	158,517	165,357	172,197	179,037	185,877	184,877
		ア 職 員 給 与 費												
		ウ ち 退 職 手 当												
		イ そ の 他	129,030	124,317	131,157	137,997	144,837	151,677	158,517	165,357	172,197	179,037	185,877	184,877
		(2) 営 業 外 費 用	13,024	15,080	16,332	17,689	19,514	20,744	22,465	24,057	25,649	27,241	28,833	29,925
ア 支 払 利 息		13,024	15,080	16,332	17,689	19,514	20,744	22,465	24,057	25,649	27,241	28,833	29,925	
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
イ そ の 他														
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	21,280	2,194	682	145	225	1,492	364	377	390	403	416	474		
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	109,315	170,955	166,355	171,355	173,355	168,755	172,755	172,755	172,755	172,755	172,755	172,755	
		(1) 地 方 債	37,500	76,800	71,200	71,200	71,200	65,600	65,600	65,600	65,600	65,600	65,600	65,600
		(2) 他 会 計 補 助 金	5,925	28,299	29,299	34,299	36,299	37,299	41,299	41,299	41,299	41,299	41,299	41,299
		(3) 他 会 計 借 入 金												
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金												
		(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	52,099	47,660	47,660	47,660	47,660	47,660	47,660	47,660	47,660	47,660	47,660	47,660
		(6) 工 事 負 担 金	13,791	18,196	18,196	18,196	18,196	18,196	18,196	18,196	18,196	18,196	18,196	18,196
	(7) そ の 他													
	2 資 本 的 支 出 (G)	106,048	148,718	147,807	152,475	154,639	157,020	159,639	159,639	159,639	159,639	159,639	159,639	
		(1) 建 設 改 良 費	91,462	130,829	130,829	130,829	130,829	130,829	130,829	130,829	130,829	130,829	130,829	
		ウ ち 職 員 給 与 費	7,299	7,299	7,299	7,299	7,299	7,299	7,299	7,299	7,299	7,299	7,299	
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	14,586	17,889	16,978	21,646	23,810	26,191	28,810	28,810	28,810	28,810	28,810	
		(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金												
		(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金												
(5) そ の 他														
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	3,267	22,237	18,548	18,880	18,716	11,735	13,116	13,116	13,116	13,116	13,116	13,116		

○投資・財政(浄化槽)

(単位:千円, %)

区 分	年 度		平成27年度	本年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
	(E)+(I)	(J)												
収 支 再 差 引	(E)+(I)	(J)	24,547	24,431	19,230	19,025	18,941	13,227	13,480	13,493	13,506	13,519	13,532	13,590
積 立 金	(K)	(L)	12,500	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000
前年度からの繰越金	(L)	(M)												
前年度繰上充用金	(M)	(N)												
形 式 収 支	(J)-(K)+(L)-(M)	(N)	12,047	12,431	7,230	7,025	6,941	1,227	1,480	1,493	1,506	1,519	1,532	1,590
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)	(P)												
実 質 収 支	(N)-(O)	(P)	12,047	12,431	7,230	7,025	6,941	1,227	1,480	1,493	1,506	1,519	1,532	1,590
	黒字	赤字												
赤字比率	$\left(\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100 \right)$													
収益的収支比率	$\left(\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100 \right)$													
地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額	(R)													
営業収益－受託工事収益	(B)-(C)	(S)	96,474	95,366	99,811	104,256	108,701	113,146	117,591	122,036	126,481	130,926	135,371	134,521
地方財政法による資金不足の比率	$((R)/(S) \times 100)$													
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額	(T)													
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額	(U)													
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模	(V)													
健全化法第22条により算定した資金不足比率	$((T)/(V) \times 100)$													
他会計借入金残高	(W)													
地 方 債 残 高	(X)		62,762	121,673	175,895	225,449	272,839	312,248	349,038	385,828	422,618	459,408	496,198	532,988

○他会計繰入金(浄化槽)

(単位:千円)

区 分	年 度		平成27年度	本年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
収益的収支分			65,470	46,225	48,360	51,575	55,875	60,767	63,755	67,755	71,755	75,755	79,755	80,755
	うち基準内繰入金		15,032	16,225	17,360	18,575	19,875	21,267	22,755	22,755	22,755	22,755	22,755	22,755
	うち基準外繰入金		30,000	30,000	31,000	33,000	36,000	39,500	41,000	45,000	49,000	53,000	57,000	58,000
資本的収支分			24,299	28,299	29,299	34,299	36,299	37,299	41,299	41,299	41,299	41,299	41,299	41,299
	うち基準内繰入金													
	うち基準外繰入金		24,299	28,299	29,299	34,299	36,299	37,299	41,299	41,299	41,299	41,299	41,299	41,299
合 計			89,769	74,524	77,659	85,874	92,174	98,066	105,054	109,054	113,054	117,054	121,054	122,054

(1) 投資についての説明

地域再生計画及び公共下水道事業の平成35年概成に合わせて事業を推進していくとともに、既存施設・設備については大規模な更新工事は発生しない見込ですが、隣接する集合処理区域に区域外流入が可能なエリアの検討を随時行う予定です。

(2) 財源についての説明

【収益的収入】

特定地域排水処理事業における主な収入は、営業収益の使用料収入と営業外収益の一般会計繰入金となっています。

そのうち使用料収入については一部定額制となっているため、使用水量の増減は影響しませんが、設置住宅が空き家となった場合など、施設が使用されなくなると減収になります。今回の計画期間内では現状のまま施設が使用されるものとし、減収を見込んでいません。一般会計からの繰入金については、国が示す繰出基準に基づく繰入のほか、市財政部局と連携を図りながら、繰入金とのバランスに配慮し、施設の維持管理や更新などについても維持管理を計画的に行うことで費用の平準化を行います。

今後の人口減少により減収は避けられないものと想定しておりますが、浄化槽の日を中心に汲み取りや単独槽から合併浄化槽への切り替えに対する理解と協力を働きかけ、引き続き適切に利用されるよう水洗化率の向上を図ります。

なお、使用料の改定については、公共下水道の料金設定と一部統一を図っていることから、今回の計画期間では改定を見込んでいません。将来的には必要性、実施時期や改定内容について慎重に判断し、改定する場合は利用者に対して十分な説明と理解を得ることが必要と考えています。

また、一般会計繰入金については、公営企業の原則である独立採算の考えのもと、国が示す繰出基準に基づく繰入のほか、現状では収支の均衡を図ることが困難であるため、維持管理費へ一般会計から基準外の繰入を行う見込みです。基準外繰入は、必要以上の繰入を行わないこととしています。

【資本的収入】

地域再生計画に基づく汚水処理計画として今後も浄化槽整備を行うと共に、既存施設の機能強化及び長寿命化を行っていく計画をしており、その資本的支出（投資）に係る財源については、環境省の「地方創生汚水処理施設整備推進交付金事業」による国庫補助金を事業費の1/3程度見込んでいるほか、残りを起債及び一般会計繰入金により財源確保する見込みです。

(3) 投資・財政計画の前提条件

収益的収支については、平成27年度までの実績とともに、平成28年度の決算見込みを考慮し算定しています。

使用料収益では、将来の水需要に基づくものとなっています。

支出においては、人件費や物件費等の物価上昇は見込まず、現状の水準で推移するものとし、修繕費については平成27年度までの実績をベースとしながら、緊急的な修繕に備えた金額を加算しています。

資本的収支については、計画的に施設の機能強化を進めるとともに、建設改良費の平準化を考えた投資計画としています。

(4) 収支の改善

収支の改善策として、歳入面では、使用料金及び受益者分担金等の料金改定、歳出面では、民間委託、施設等の統合、長寿命化対策等の投資の平準化などの取組を、いずれも下水道事業概成平成35年度以降に検討を行います。

第5章 効率化・経営健全化の取組

(1) 組織、人材、定員に関する事項

○組織・機構・人員の適正化

事業規模や業務内容を常に把握し、企業会計移行に備えた組織形態や職員数と業務量との整合性と、適正な定員管理を図っていきます。

また、慣例に囚われず業務内容や手法を見直し、民間への委託等により、組織の効率化と経費節減を図ります。

○職員研修の充実

公営企業法の適用を想定し、企業会計方式に移行を計画していることから、在籍する職員には下水道に係る専門知識に加え、経営感覚の向上や企業会計に対する専門知識の習得なども求められます。

今後は、これまで以上に各種研修に積極的に参加していくことで更なる職員の育成、資質の向上に努めます。

(2) 切り替え促進への取組

○各種助成等による加入促進

住まいの生活雑排水を合併浄化槽に切り替えられない理由のひとつに、水洗化工事等にかかる金銭的負担が大きいことがあります。

現在も実施している排水設備工事費のための借入に対する斡旋に加え、接続工事費に対する一部助成や使用料を一定期間免除することによる負担軽減策についても今後検討、実施していくことで更なる負担の軽減を図り、水洗化促進を強化します。

○効率的な普及促進

水洗化促進訪問台帳及び水洗化家屋台帳の状況を整理するためのシステムを構築し、接続対象世帯等の情報を把握することで、より効率的な戸別訪問を行っていきます。

また、戸別訪問結果を踏まえ切り替えられない理由の分析等を行い、その分析結果を今後の水洗化促進事業に反映していきます。

(3) 区域に関する事項

人口減少等が進み使用料収入の大幅な増加は見込めない中、今後、老朽化した施設の維持管理費が大きな負担となり、集合処理と違い個別処理の管理基数は増加しており、現在の施設を維持管理していくことは困難となることが想定されます。

このことから、払下げへの意向調査を行い、その可否と手法を早期に検討していきます。また、払下げをする場合、その後の適正な維持管理の方法も検討します。なお、民間事業者の資金やノウハウを活用したPFI/PPP等の手法の検討、処理区域の変更や下水道区域への区域外流入についても協議・検討を行いながら、効率的な施設運営を目指します。

(4) 老朽化した施設対策の推進

浄化槽の内部破損は経営の悪化の原因になるとともに、処理機能の低下などへの影響が懸念されるため、設置年数の古い浄化槽から優先して現地調査を行います。

また、調査の結果に基づいて、類似する自治体等が行っている取組みや浄化槽メーカーの対策について分析を行い、費用対効果を総合的に判断したうえで効率的な老朽化対策を実施します。

(5) 民間の資金・ノウハウの活用に関する事項

○水道事業と合わせた検針、滞納整理、総合窓口での受付業務

使用料に係る徴収業務は、委託することにより、窓口サービスの拡大や収納率の向上の効果等が見られたことから、今後も委託内容の改善を図りながら、業務委託を継続していきます。

○施設・設備等の包括的委託

保守点検や清掃業務、排水ポンプ等に係る維持管理業務等については、浄化槽設置後に区域の許可業者に委託していますが、管理委託の中で発見される機器不良や故障などの対応は全て市職員が状況を確認したうえで調達事務等を行っております。

今後は、これらの機器の修繕や更新時期について分析・取りまとめを行い、修繕費などを含めた包括的な委託によるコスト縮減の可能性を検討し、職員の適正な配置による労働生産性の向上とコストの縮減に努めます。

(6) 資金不足比率の見直しに関する事項

平成27年度決算時点においては、地方財政法に定める資金の不足は発生していませんが、今後も資金不足の状態に陥ることのないよう市財政部局と連携を図りながら、財政状況の健全化に努めていきます。

(7) 資金管理・調達に関する事項

公営企業法を適用していない特別会計であることから、資金管理については市の資金運用計画に基づき担当部門が管理運用していますが、より効率的な運用を検討・選択してもらうよう担当部門に対し働きかけていきます。

また、法適化後において、減価償却費等によって生じる内部留保資金の見通しを適切に見積もること、また、その留保資金の中で今後の事業を行なっていくことを基本的な方針とします。事業の運転資金に影響する現金収支に関しては、決算書上の損益では分かりづらいためキャッシュ・フロー計算書により資

金増減の要因について検証を行います。

なお、資金運用については、安全性に十分に配慮しつつも最大限の運用益を得られるよう、毎年度、当該年度における資金運用計画を策定、実施していくことにより、適切な資金管理に努めます。

(8) 情報公開に関する事項

当該事業は、接続や利用にあたってのマナーをはじめ、市民の皆様の理解と協力が不可欠な事業です。

このことから、利用者に対し水道事業の機関誌に加え、市ホームページや広報誌などにより、伝えたい重要な情報についてわかりやすく伝えていくよう努めます。

また、情報を発信するだけでなく、双方向的な広報活動を実施し、市民ニーズに十分に応えることが出来るよう情報公開に努めます。

(9) その他重点事項

○他の生活排水処理事業との会計の統合等

生活排水処理事業として、公共下水道事業、特定地域生活排水処理事業（浄化槽）や農業集落排水事業をはじめ、事業の規模や根拠法の違いにより3事業を運営しております。また、それらについては会計も区別しておりますが、企業会計への移行に備え、これらを整理・集約することで、より効率的な農業集落排水事業の運営が可能となると見込まれることから、事業及び会計の統廃合を検討していきます。

また、それに付随して、平成31年度までに特定地域生活排水処理事業公営企業法適用の検討・準備についても行っていきます。

(参考)

1. 事業の意義、提供するサービス自体の必要性

当該事業を実施する意義として、地域住民の生活及び事業者が行う生産活動から生ずる汚水等を処理することにより、周辺地域の生活環境を改善することや、汚水等を処理したのちに河川等へ放流することから、公共用水域の水質が保全されることなどが挙げられます。

地域住民の快適で衛生的な生活を確保するために必要不可欠なサービスであると考えます。

2. 公営企業として実施する必要性

当該事業は施設の建設に巨額の資金を必要とし、その投下資本の回収に長期間を要することから民間資本の進出が期待できないこと、また、日常生活の環境整備の面から地方公共団体が行う一般行政事務と密接な関連に基づき実施する必要があることなどから、公営企業として実施する必要性があると考えます。